

保育所等入所申込 提出書類チェックリスト

以下の事項をご確認いただき、保護者確認欄にチェックを入れて、申込書と一緒にご提出ください。

(1) 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼保育施設利用申込書

確認事項	保護者 確認欄	職 員 使用欄
○申込児童1人につき、1枚作成しましたか。	☐	☐
○申込児童の年齢は、令和9年4月1日の年齢で記入しましたか。	☐	☐
○連絡先は記入しましたか。	☐	☐
○保育希望時間欄について、標準時間・短時間を選択しましたか。 標準時間認定：就労の場合 月間120時間以上 短時間認定：就労の場合 月間64時間以上120時間未満	☐	☐
○きょうだいがいる場合、世帯状況の学校名・保育所名等欄を記入しましたか。	☐	☐
○児童を除く世帯員の個人番号（マイナンバー）を記入しましたか。 記入がない場合、町が確認を行うことに同意しますか。 単身赴任等で吉岡町に住所を置かない保護者については必ずご記入ください。	☐	☐
○利用を希望する期間は、以下の基準に沿って適切に記入しましたか。 ・復職日によって入所月が異なります。復職日が1～15日の場合は前月の1日、16～31日の場合は当月の1日からの入所を希望することが出来ます。 ・入所月から慣らし保育の利用となります。4月1日入所の場合、3月からの慣らし保育はありません。慣らし保育の期間は2週間を目安としていますが、施設や児童の状況により異なる場合があります。 ・申込時点で未出生であり、出産予定日と実際の出産日とのずれにより入所月に変更が生じる場合は、入所予定施設との調整を行いますので子育て支援室にご相談ください。変更ができない場合もありますので、ご了承ください。 ※「復職」とは育児休業を取得している在籍中の勤務先に復職して就労を開始することをいいます。育児休業終了時に勤務先を退職（転職を含む）した場合は、内定取消または退所になる場合があります。	☐	☐
○利用を希望する施設名は第3希望まで記入しましたか。 ○第4希望以降について、希望する・希望しないを選択しましたか。 ・第1希望のみの記入で「不承諾」になった場合、待機児童の扱いになりません。 また、入所審査にあたって有利にはなりません。 ・第4希望以降を希望する場合は、町に一任することをご了承ください。	☐	☐
○保護者の状況について、保育事由番号と必要事項を記入しましたか。	☐	☐
○申込児童の申請時点での状況について、記入しましたか。 ・転園を希望し、新しい保育所等に内定した場合は、原則、在籍している保育所等に戻ることはできません。	☐	☐
○申込児童の小学校就学前のきょうだいの状況について、記入しましたか。	☐	☐
○保護者署名を記入しましたか。	☐	☐

(2) 保育を必要とする事由を証明する書類

【保護者の状況】 ・ 提出書類	確認事項	保護者 確認欄	職 員 使用欄
【就労している方】 ・ 就労証明書	・ 証明日は提出日から3か月以内となっていますか。 ・ 事業所名及び担当者名は記入されていますか。 ※自営業の方は取引先等の第三者の証明または確定申告書、事業開始届の写し等が必要です。 ・ 就労時間は月間64時間を超えていますか。 ・ 育児休業中の場合、復職日の記載はありますか。 ・ 保護者記載欄は記入しましたか。	☐	☐
【出産前後の方】 ・ 母子健康手帳の写し	・ 認定期間は産前産後2か月、出産月を含め計5か月となります。認定期間終了後は、決定通知の期限をもって退所となります。 ・ 保護者氏名が分かる部分、分娩予定日の記載のある部分が必要です。	☐	☐
【病気、けが、精神、身体に障がい有している方】 ・ 診断書または障害者手帳等の写し	・ 期限がある場合には、再度提出が必要です。 ・ 診断書は病名や症状のほかに家庭保育が困難である旨の記載が必要です。	☐	☐
【介護等をしている方】 ・ 看護（介護）申立書	・ 看護（介護）を要する方の診断書、介護保険証または障害者手帳等の写しが必要です。 ・ 期限がある場合には、再度提出が必要です。	☐	☐
【就学している方】 ・ 在学証明書または講座の受講証の写し等	・ 時間割等の就学時間の分かる書類が必要です。	☐	☐
【求職活動中の方】 ・ 求職活動状況申出書	・ 入所後3か月以内に就労証明書の提出が必要です。未提出の場合は、決定通知の期限をもって退所となります。	☐	☐

(3) 該当者のみ提出が必要な書類

状況	提出書類・確認事項	保護者 確認欄	職 員 使用欄
○町外の保育施設を希望する方	<u>広域入所を必要とする理由書</u> ・ 希望する保育施設ごとに提出が必要です。	☐	☐
○兄・姉が既に入園している方	<u>認定区分変更申請書</u> ・ 保護者が復職予定の場合に限り、下のお子さんが2歳となるまでは、育児休業中も継続して在園を認める場合があります。 ・ 育児休業中は兄・姉の保育区分の変更が必要です。 ① 育児休業を取得する際：短時間（育休）への変更 ② 育児休業から復職する際 ：標準時間または短時間（就労）への変更	☐	☐
○吉岡町に転入予定の方	<u>住宅売買契約書またはアパートの賃貸契約書の写し等</u> ・ 売買契約書の場合には、契約者名、新住所、引き渡し日が記載されている部分が必要です。 ・ 住所異動日（吉岡町に住み始める日）が、月を跨いで延びた場合、入所決定は取消しとなります。 ・ 契約書の写し等が提出できない場合は、転入誓約書を記入していただきます。	☐	☐

上記の内容について確認し、承諾しました。

令和 年 月 日

保護者氏名